

(財)三重県水産振興事業団の出納その他事務 の執行について

目 次

第1	外部監査の概要	3-1
1.	外部監査の種類	3-1
2.	選定した特定の事件(テーマ)	3-1
	(1) 外部監査の対象	3-1
	(2) 監査対象期間	3-1
3.	特定の事件(テーマ)を選定した理由	3-1
4.	外部監査の方法	3-1
	(1) 監査の要点	3-1
	(2) 実施した主な監査手続	3-2
5.	外部監査の実施期間	3-2
6.	外部監査人補助者の資格と人数	3-2
7.	利害関係	3-2
第2	監査対象の全体概要	3-3
1.	水産振興事業団の概要	3-3
2.	設立経緯と目的	3-3
	(1) 設立経緯	3-3
	(2) 事業目的	3-4
3.	組織の概要	3-5
4.	会計区分	3-6
5.	主な事業の内容及び状況	3-7
	(1) 種苗生産事業	3-7
	(2) 中間育成放流事業	3-7
6.	財務の状況	3-8
第3	監査の結果	3-10
第4	監査結果に添えて出す意見	3-39
1.	水産振興事業団におけるたな卸資産の認識並びに財務諸表への開示	3-39
2.	栽培漁業に関するの受益者負担	3-42

- ・ 報告書中の表の合計は、端数処理の関係で、総数と内訳の合計とが一致しない場合がある。
- ・ 文中の【指摘】は外部監査の結果に係ることであり、【意見】は外部監査の結果に添えて提出するものである。

包括外部監査の結果報告書

第 1 外部監査の概要

1. 外部監査の種類

地方自治法第 252 条の 37 第 1 項及び第 4 項の規定に基づく包括外部監査

2. 選定した特定の事件（テーマ）

（ 1 ）外部監査の対象

財団法人三重県水産振興事業団（以下、「水産振興事業団」という）の出納
その他事務の執行について

（ 2 ）監査対象期間

平成 13 年 4 月 1 日から平成 14 年 3 月 31 日まで

（但し、必要に応じて過年度に遡り、また平成 14 年度予算額も参考とする。）

3. 特定の事件（テーマ）を選定した理由

水産振興事業団は、寄附行為第 1 条「水産業に関わる社会的、経済的基盤の整備開発にかかる事業を推進し、もって時代の要請に即応した水産業の形成を図り、併せて地域経済の発展に寄与する」目的をもって設立された団体であり、主として水産動物の種苗生産及び放流事業を行っている。三重県は、伊勢湾を中心に全国でも有数の漁場としての地位を確立しているものの、近年の海洋汚染に伴う漁場環境の悪化及び漁業従事者の減少により、漁業衰退が懸念されている。このような状況下、三重県における水産業の維持発展に当団体の事業は重要な役割を担っている。そのため、三重県は当団体に毎年出捐を行い、平成 13 年度末現在の出捐額合計は 1,540 百万円と多額である。

以上の状況に鑑み、水産振興事業団の財務に関する事務が関係諸法規に準拠し、合规に執行され、かつ、運営事務が合目的かつ効率的に遂行されているか、また、現在も水産振興事業団の設立目的が有効であるかについて検討することは有用であると判断し、当該事件を選定した。

4. 外部監査の方法

（ 1 ）監査の要点

ア 三重県からの出捐金が、効率的かつ安全に運用され、現在もその価値が保全されているか。

- イ 各諸団体からの負担金収入について、有効な収納管理がなされているか。
- ウ 三重県からの補助金は、有効かつ効率的に使用されているか。
- エ 寄附行為の目的を達成するため、経済的かつ効率的な事業運営が行われているか。
- オ 資産の管理は適切になされているか。

(2) 実施した主な監査手続

監査対象とした水産振興事業団に対して、出納その他の事務の執行状況について、全般的把握のためヒアリングを実施した。また、事業報告書を閲覧し、「公益法人会計基準」等関連諸法令に準拠して作成されているかを吟味した。さらに、財務内容の分析、各種帳簿書類との照合及び統計資料を閲覧し、重要な取引について契約書等証憑書類との照合及び関連諸規程の準拠性について吟味した。

ただし、具体的な監査の実施にあたっては、外部監査の効率性の観点から対象書類や調査方法を限定する試査によっている。

5. 外部監査の実施期間

平成 14 年 8 月 5 日から平成 15 年 1 月 31 日

6. 外部監査人補助者の資格と人数

公認会計士	5 名
会計士補	1 名
弁護士	1 名

7. 利害関係

包括外部監査の対象とした事件につき、地方自治法第 252 条の 29 の規定より記載すべき利害関係はない。

第2 監査対象の全体概要

1. 水産振興事業団の概要

設立年月： 昭和53年9月

基本金： 28億9286万円（平成14年3月31日現在）

（三重県出捐額15億4000万円 53.2%）

内訳： 漁業振興基金 17億9305万円

（同10億9000万円 60.8%）

栽培漁業推進基金 10億9981万円

（同4億5000万円 40.9%）

正味財産： 29億8392万円（平成14年3月31日現在）

内訳： 漁業振興基金 18億5721万円

栽培漁業推進基金 11億2671万円

規制法令： 沿岸漁場整備開発法 昭和49年5月17日施行

会計基準： 公益法人会計基準

2. 設立経緯と目的

（1）設立経緯

水産振興事業団は昭和53年9月に、三重県・県下沿海市町村・漁業系統団体及び関係企業等の協力のもと設立された。設立後現在に至るまでに漁場再生産力の増強、水産新技術の開発、水産物の有効利用、水産関係諸情報の収集並びに三重県から委託された栽培漁業センター（所在地：志摩郡浜島町）の運営等三重県の水産振興の担い手として、各種事業を展開している。

この間、昭和62年7月には沿岸漁場整備開発法に基づく放流効果実証事業実施法人として指定を受ける一方、平成8年には、尾鷲市古江町に尾鷲栽培漁業センターが竣工し、県費補助で翌年度からマダイ、トラフグ、アワビの種苗生産を開始している。

一方、財団基金については、設立当初漁業振興基金の1億57百万円であったが、昭和62年には9億2百万円となった同基金から、指定法人として認可された。その後、栽培漁業推進基金へ2億円を振り替え、三重県及び漁業団体の協力により、同年に栽培漁業推進基金を基本金2億99百万円で創設した。両基金の平成13年度末日現在の基本金は、各々、17億93百万円、10億99

百万円となっている。

(2) 事業目的

水産振興事業団は、水産業に関わる社会的、経済的基盤の整備開発に係る事業を推進し、もって時代の要請に即応した水産業の形成を図り、併せて地域経済の発展に寄与することを目的と掲げており、当該目的を達成するため、具体的には寄附行為第 4 条に掲げる下記事業を行う財団法人である。

水産動物の種苗生産、中間育成、放流、放流効果調査等の事業及び栽培漁業に関する普及啓蒙事業

新水産技術の開発に関する事業

漁場高度利用に関する事業

産業の経営近代化及び漁村福祉の向上に関する事業

水産公害対策に関する事業

漁場環境の保全に関する事業

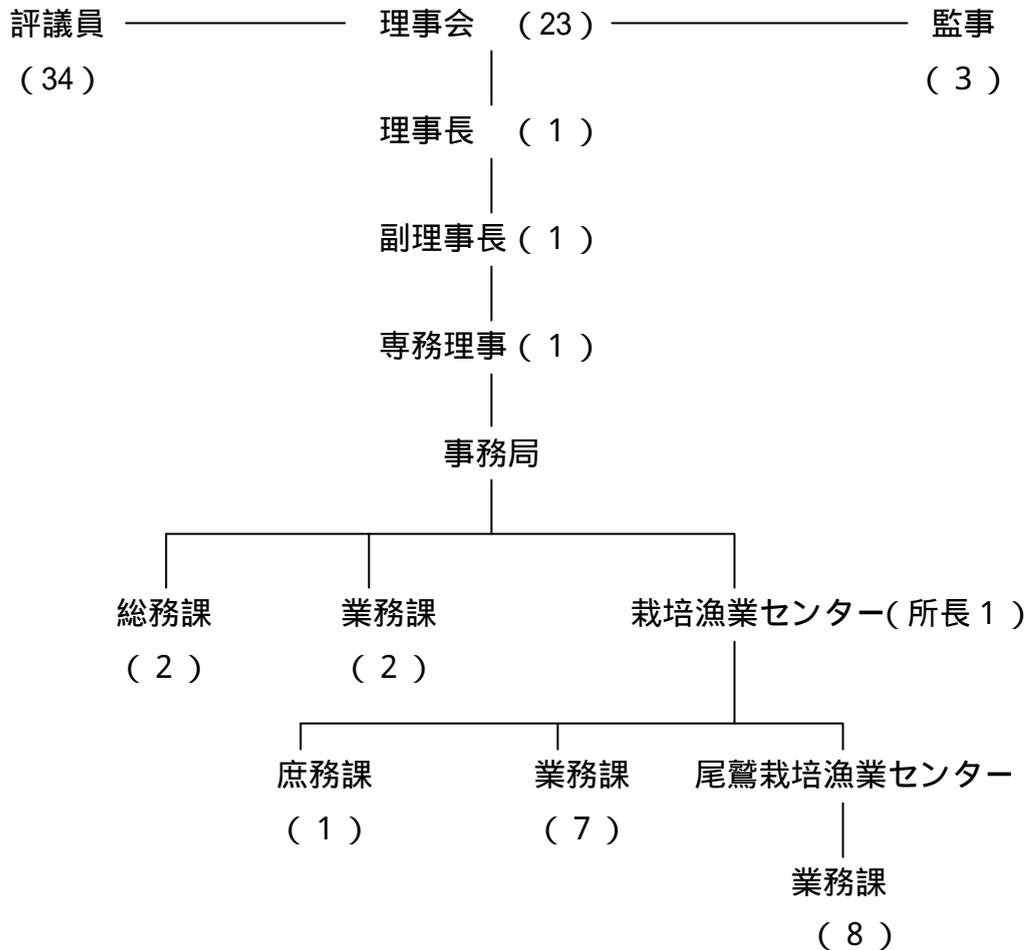
水産に係る調査啓蒙普及に関する事業

その他上記目的を達成するために必要な事業

3. 組織の概要

平成 14 年 3 月 31 日現在の水産振興事業団の組織は次のとおりである。

() は、人数。



(注) 臨時職員は含めていない。

人員構成：	役員	26名(常勤1名、非常勤25名)
	評議員	34名
	職員	27名(常勤21名、臨時職員6名)
		(内、三重県職員1名)

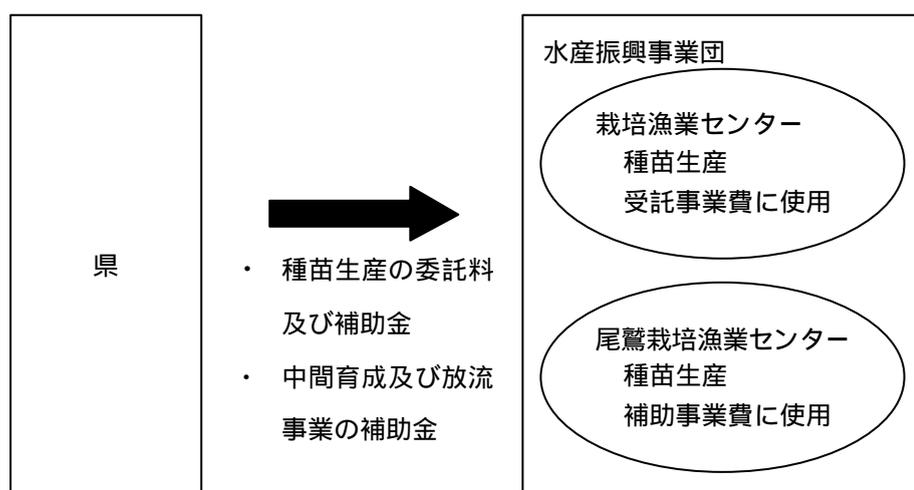
4. 会計区分

水産振興事業団においては、4つの会計区分（漁業振興基金、栽培漁業推進基金、栽培漁業センター、尾鷲栽培漁業センター）に分かれて、それぞれの収支計算書、貸借対照表及び正味財産増減計算書を作成している。このような4つの会計区分に分かれた経緯は以下のとおりである。

水産振興事業団では、漁業振興基金を設立し、寄附行為第4条第2号から第8号の事業を実施し、その管理運営に係る経費等を処理している。その後、水産振興事業団は、昭和62年に三重県知事から放流効果実証事業を実施する法人としての指定を受け、栽培漁業推進基金を受け入れ、寄附行為第4条第1号の事業実施にかかわる会計を処理することになった。また、栽培漁業センターでは、県からの委託費により、種苗生産業務を実施する会計を処理している。

さらに、尾鷲栽培漁業センターでは、県の補助金、生産物売り払い収入及び漁業振興基金からの繰入金により、種苗生産業務を実施する会計を処理している。これらの関係を示すと以下のように概括される。

表1 県と水産振興事業団主要な関係



5. 主な事業の内容及び状況

(1) 種苗生産事業

県の委託及び助成を受け三重県栽培漁業センター及び尾鷲栽培漁業センターにおいて種苗生産を行っているが、過去5年間の種苗生産の実績/計画の推移は下記のとおりである。

表2 過去5年間の種苗生産の実績/計画の推移 (単位：%)

魚種	平成9年度	平成10年度	平成11年度	平成12年度	平成13年度
アコヤ貝	183	183	104	71	46
アワビ	111	110	122	104	109
クルマエビ	72	57	50	85	92
マダイ	100	100	100	100	100
ヒラメ	115	126	109	103	100
トラフグ	113	92	130	100	100
ヨシエビ	-	-	100	100	67
カサゴ	-	-	130	153	154

「水産振興事業団の事業報告書」より作成

(2) 中間育成放流事業

栽培漁業センター及び尾鷲栽培漁業センターで種苗生産を行い、三重県内の各地にて中間育成を実施し、各地の近隣海域に放流を実施している。過去5年間の中間育成の歩留率の推移は下記のとおりである。

表3 過去5年間の中間育成の歩留率の推移 (単位：%)

魚種	平成9年度	平成10年度	平成11年度	平成12年度	平成13年度
マダイ	54	64	91	86	79
クルマエビ	55	65	44	44	50
ヨシエビ	-	-	83	72	97
ヒラメ	76	71	65	55	84
トラフグ	62	68	93	74	78

「水産振興事業団の事業報告書」より作成

6. 財務の状況

水産振興事業団の過去5年間の収支計算書及び貸借対照表は下記のとおりである。

表4 水産振興事業団の収支計算書及び貸借対照表の推移

(1) 収支計算書総括表

(単位：千円)

科目		平成9年度	平成10年度	平成11年度	平成12年度	平成13年度
I 収入の部	基本財産運用収入	41,832	45,256	45,524	45,416	31,776
	事業収入	236,945	264,873	298,044	249,761	270,740
	補助金等収入	139,580	121,198	102,427	97,592	86,090
	負担金収入	34,184	37,398	53,006	46,496	35,067
	基本財産収入	199,887	99,994	50,000	340,000	150,000
	借入金収入	99,500	95,500	80,000	20,000	26,000
	特定預金取崩収入	—	51,150	3,219	2,656,228	358,855
	その他	1,428	713	1,510	11,064	17,073
	当期収入合計	753,358	716,084	633,731	3,466,559	975,603
前期繰越収支差額		39,530	35,610	42,501	96,470	102,225
収入合計		792,888	751,694	676,232	3,563,029	1,077,828
II 支出の部	事業費	417,319	490,999	470,965	408,233	391,745
	管理費	10,014	12,610	13,652	12,156	23,344
	固定資産取得支出	213,310	109,818	54,878	490,102	512,293
	特定預金支出	8,133	266	266	2,510,312	21,796
	借入金返済支出	108,500	95,500	40,000	40,000	40,000
	当期支出合計	757,278	709,193	579,761	3,460,804	989,180
当期収支差額		▲ 3,920	6,890	53,969	5,754	▲ 13,577
次期繰越収支差額		35,610	42,501	96,470	102,225	88,648

(2) 貸借対照表総括表

(単位：千円)

科目		平成9年度	平成10年度	平成11年度	平成12年度	平成13年度
I 流動資産	普通預金	26,513	56,489	47,428	13,016	12,673
	未収金	95,358	57,345	122,551	123,892	145,130
	流動資産合計	121,871	113,834	169,979	136,908	157,804
II 固定資産	基本財産	2,302,866	2,352,860	2,402,860	2,742,860	2,892,860
	定期預金	2,157,241	2,207,235	2,206,235	2,396,348	2,059,235
	投資有価証券	145,625	145,625	196,625	346,512	833,625
	その他固定資産	115,154	124,701	117,261	2,611,926	2,623,223
	什器備品	29,693	32,432	26,603	17,590	10,884
	退職給与引当預金	33,741	40,724	38,771	42,476	42,476
	中部空港積立預金	50,000	50,000	50,000	2,550,000	2,565,747
	投資有価証券	242	242	667	667	2,885
	その他	1,476	1,300	1,216	1,191	1,228
	固定資産合計	2,418,020	2,477,561	2,520,122	5,354,786	5,516,084
資産合計		2,539,892	2,591,396	2,690,102	5,491,695	5,673,888
III 流動負債	未払金	86,089	70,830	73,244	34,293	68,600
	短期借入金	—	—	40,000	20,000	6,000
	その他	171	502	264	389	555
	流動負債合計	86,261	71,333	113,509	54,683	75,156
IV 固定負債	退職給与引当金	41,874	40,724	38,771	42,476	48,096
	中部空港積立金	50,000	50,000	50,000	2,550,000	2,565,747
	役員退任慰労金引当金	—	266	266	532	960
	固定負債合計	91,874	90,990	89,037	2,593,008	2,614,804
負債合計		178,136	162,323	202,546	2,647,691	2,689,961
V 正味財産	前期繰越正味財産	2,151,138	2,361,756	2,429,072	2,487,555	2,844,004
	正味財産増加額	210,618	67,316	58,483	356,448	139,923
正味財産合計		2,361,756	2,429,072	2,487,555	2,844,003	2,983,927
負債及び正味財産合計		2,539,892	2,591,396	2,690,102	5,491,695	5,673,888

「水産振興事業団の事業報告書」より作成

第3 監査の結果

【監査要点】

ア 三重県からの出捐金が、効率的かつ安全に運用され、現在もその価値が保全されているか。

1. 出捐金の内容およびその運用

(1) 資金の源泉と運用状況

水産振興事業団が平成14年3月31日現在、所有する基本財産は漁業振興基金に1,793,050千円、栽培漁業推進基金に1,099,810千円の合計2,892,860千円である。

当該財産の拠出元は表5の通りであり、三重県からの拠出金(出捐金)は、総拠出額の50%超となっている。

表5 基本財産の拠出元

(単位:千円、%)

拠出元名	漁業振興基金	栽培漁業推進基金	合計
三重県	1,090,000 (60.8)	450,000 (40.9)	1,540,000 (53.2)
各市町村	307,950 (17.2)	- (-)	307,950 (10.6)
漁業団体等	138,111 (7.7)	449,810 (40.9)	587,921 (20.3)
一般企業	506,249 (28.2)	- (-)	506,249 (17.5)
剰余金組入	739 (0.0)	- (-)	739 (0.0)
基金取崩	50,000 (2.8)	- (-)	50,000 (1.7)
基金間振替	200,000 (11.2)	200,000 (18.2)	- (-)
合計	1,793,050 (100.0)	1,099,810 (100.0)	2,892,860 (100.0)

「水産振興事業団作成資料」より作成

(注1) 昭和62年度において、漁業振興基金の基本金200,000千円取崩を行い、栽培漁業推進基金に繰入を行っている。

(注2) 基金取崩は、平成10年度赤潮被害対策のため、50,000千円取崩を行っている。

また、資金運用されている運用財産のうち、利益を源泉としたもの以外に、伊勢湾振興対策として、平成12年9月に中部国際空港株式会社から2,500,000千円、平成5年5月に中部国際空港調査会から50,000千円の各受入がある。

基本財産及び運用財産（以下基本財産等という。）の平成14年3月31日ならびに平成14年9月30日現在の運用状況は表6の通りである。

表6 水産振興事業団の基本財産等の運用状況について

（単位：千円）

区 分	運用手段	運用先	金 額 (14.3.31 現在)	金 額 (14.9.30 現在)	
基本財産	定期預金	三重県信用漁業協同組合連合会	1,959,235	1,610,329	
		中央三井信託銀行	100,000	100,000	
		小 計	2,059,235	1,710,329	
	投資有 価証券	貸付 信託	UFJ信託銀行	6,500	6,500
			三菱信託銀行	2,000	2,000
		国債・公 営企業債	百五銀行	174,875	174,875
			岡三証券	12,250	12,250
			野村證券	638,000	638,000
			三菱証券	-	250,000
			大和証券	-	249,206
			新光証券	-	99,700
	小 計	833,625	1,432,531		
	合 計			2,892,860	3,142,860
運用財産	定期預金	三重県信用漁業協同組合連合会	2,608,756	2,526,401	
		中央三井信託銀行	-	7,453	
		小 計	2,608,756	2,533,854	
	投資有価証券	国債、公営企業債	2,885	93,850	
	合 計			2,611,641	2,627,704
総 計			5,504,502	5,770,564	

「水産振興事業団作成資料」より作成

(2) ペイオフ対策

平成 14 年 3 月 31 日現在、基本財産等の 83.0%にあたる 4,567,991 千円が、三重県信用漁業協同組合連合会の定期預金で運用されている。同連合会の定期預金利廻りは、水産振興事業団からの協力要請もあり、優遇措置の適用を受け、他の金融機関と比べ有利となっているが、平成 14 年 4 月より定期預金に係るペイオフが解禁され、預金保護の対象が 10,000 千円までとなったことを鑑みれば、このように基本財産等全体の 8 割強を、さらには基本財産等内の定期預金に絞ってみれば、その 97%強を特定の金融機関に集中させていることは大きな元本回収不能リスクを背負うことにもなりかねない。このことから水産振興事業団として十分にペイオフ対策がとられていたとは言い難い。また、三重県の水産振興事業団に対するペイオフ対策の指導も不十分であったのではなかろうか。

ただ、平成 14 年度において、三重県からの指導もあり、次ページに示すように水産振興事業団では、独自に「基本財産等運用方針（適用時期、平成 14 年 4 月 1 日）」を作成し、資金運用の安全性確保に努めるとともに、ペイオフ対策計画表を策定し、運用手段として同連合会の定期預金から国債、政府保証債、地方債への切り替えや他の金融機関への移行を実施し、運用資産のリスクの分散化、平準化が図られ、ペイオフに対するリスク管理に対して改善の措置がとられている。

基本財産等運用方針の概要

基本方針

基本財産等の運用については、元本が回収できる可能性が高く、かつなるべく高い運用益が得られる次の方法で行うものとする。

ただし、基本財産については、元本が確実に回収できるほか、固定資産として常識的な運用益が得られ、又は利用価値を生ずる方法で運用する。

- 1．公共債（国債、地方債、政府保証債）
- 2．銀行預金、郵便預金
- 3．信託会社、信託銀行への金銭信託（特定金銭信託は除く）
- 4．公社債投資信託
- 5．上場された会社の公募された社債
- 6．外国政府、外国の地方公共団体、国際機関および外国法令により設立された外国法人の発行する債券で、本邦通貨をもって表示される円建て債券（日本国内において非居住者が円建てで発行するもの）及びユ - 口円債（ユ - 口市場で発行される円建ての債券）

留意事項

- 1．基本財産の運用については、当座預金・普通預金・短期定期預金等の流動的な運用及び公社債投資信託による運用をしないこと。
- 2．社債を購入する際には、複数の格付機関による格付（1機関しか格付がなされていない場合はその格付）がA以上を取得している社債であることを原則とする。
- 3．円建債券及びユーロ社債についても、購入の際の格付基準及び信用状況のチェック等は社債の場合に準ずる。
- 4．円建債券及びユーロ円債は、元金の受け取りが円ベースで確定しており、為替変動による元金欠損リスクの無いものに限る。
- 5．債券のクレジットリスクを分散するために、社債・ユーロ円債については一銘柄1億円、円建外国債については一ヶ国1億円を概ね限度とする。

三重県下での指導的立場にある水産系団体として、他の同系団体へ与える影響を考えると、資産運用先の大幅な変更を直ぐに実施することは困難であると推察するが、中期に亘りペイオフ対策計画表に従い、適切な資産選択（最適ポートフォリオ）を進めて行く必要がある。【意見】

なお、直近事業年度末後、往査日までの間に満期日が到来した、三重県信

用漁業協同組合連合会への定期預金は表 7 に示す通り、満期後、ペイオフ対策計画表に従い運用先の変更が行われている。

表 7 三重県信用漁業協同組合連合会への定期預金の満期到来とともに行われた運用先の変更

《基本財産》

<p>漁業振興基金</p> <p><u>満期到来定期預金</u></p> <p>大口定期 NO.89933</p> <p>平成 13 年 7 月 11 日 ~</p> <p>平成 14 年 7 月 11 日</p> <p>50,000 千円</p>	→	<p><u>新規運用先</u></p> <p>新光証券(株)四日市支店</p> <p>第 167 回政府保証中小企業債</p> <p>平成 14 年 7 月 11 日より</p> <p>49,850 千円</p> <p>(残り 150 千円は信漁連の一年定期取組)</p>
<p>栽培漁業推進基金</p> <p><u>満期到来定期預金</u></p> <p>大口定期 NO.89932</p> <p>平成 13 年 7 月 11 日 ~</p> <p>平成 14 年 7 月 11 日</p> <p>50,000 千円</p>	→	<p><u>新規運用先</u></p> <p>同上</p> <p>平成 14 年 7 月 1 日より</p> <p>49,850 千円 (注)</p> <p>(残り 150 千円は信漁連の一年定期取組)</p>

《運用財産》

<p>漁業振興基金</p> <p><u>満期到来定期預金</u></p> <p>大口定期 NO.205059</p> <p>平成 13 年 6 月 1 日 ~</p> <p>平成 14 年 6 月 1 日</p> <p>50,000 千円</p>	→	<p><u>新規運用先</u></p> <p>国際証券(株)</p> <p>三重県公債</p> <p>H12 年度第 2 回 4 号</p> <p>平成 14 年 7 月 12 日より</p> <p>59,000 千円 (注)</p> <p>(9,000 千円は普通預金より支出)</p>
---	---	--

(注) 栽培漁業推進基金の新規運用先への取組年月日並びに、漁業振興基金の同年月日は

いずれも記載のとおりである。

これは、栽培漁業推進基金の満期到来定期預金を中途解約したものではなく、漁業振興基金の定期預金の満期に伴う払戻金を一時的に栽培漁業推進基金に繰り入れ、その資金をもってH14/7.1より政府保証中小企業債の購入に充て、後日H14/7.11に栽培漁業推進基金の定期預金が満期を迎えた事により、その資金を漁業振興基金へ繰り戻し同基金でH14/7.12に三重県公債の購入に使用したため、表面上資金運用の連続性が絶切れたようになっているものである。

仮に、新規運用先の口座名義を変える事ができないとすれば、会計区分間での資金の移動につき、取引記録を残し、後日の証として明瞭に記しておく必要がある。

なお、運用手段としての国債、公営企業債について、平成14年9月30日現在、その投資価値に問題があるようなものはないと判断される。

2. 定期性預金、投資有価証券の実在性

基本財産中の定期預金、投資有価証券並びに運用財産（その他の固定資産）中の特定預金、積立預金、投資有価証券については、平成14年7月16日、水産振興事業団本部に於いて実査並びに有価証券取引報告書との照合を行い、実査日現在の残高に期末日後の異動を調整した結果、平成14年3月末日現在の残高と過不足なく一致していた。

なお、定期預金（通帳等）については三重県信用漁連本部に、投資有価証券については一部登録債も含め金融機関又は証券会社に、それぞれ預け入れ保管している。

【監査要点】

イ 各諸団体からの負担金収入について、有効な収納管理がなされているか。

1. 負担金収納状況について

水産振興事業団は、マダイ、ヒラメ、トラフグ、アワビ、カサゴ、クルマエビ・ヨシエビの6魚種について、放流尾数に伊勢湾地域栽培漁業推進協議会（クルマエビ・ヨシエビ）及び三重県外海域栽培漁業推進協議会（マダイ、トラフグ、ヒラメ、アワビ、カサゴ）が決定した単価を乗じた負担金を、放流地域の各市町村等から徴収している。過去5年間の負担金収入について検討した結果、各魚種別に計算上の負担金額合計と実際入金額合計とに差異が発生していたものが下記のとおりあった。

表8 負担金入金差額発生状況

（単位：千円）

魚種	年度	計算上負担額 [・]	実際入金額 [・]	入金差額 ^{・ - ・}
ヒラメ	平成10年度	7,590	7,610	20
カサゴ	平成11年度	6,500	6,105	395
	平成12年度	7,650	6,955	695
	平成13年度	7,700	7,500	200

「水産振興事業団提出資料」より作成

上記の入金差額について担当者への質問等検証した結果は、次のとおりであった。

（ヒラメ）

平成10年度における20千円の入金超過額の差異原因は、X市のヒラメ放流事業に係る当該年度市予算で、1尾あたりの単価を30.8円として計上し、当該予算単価によって水産振興事業団に支払ってきたため、実際単価30円との差額が発生したことにある。

(カサゴ)

平成 11 年度の入金不足額 395 千円は、試験養殖及び放流効果調査という特定目的を有する配布先に対して単価を値下げしたことにより発生した入金不足額 620 千円と、他県の市町村等に対して単価を値上げして配布したことによる入金超過額 225 千円とが原因として発生したものである。

平成 12 年度の入金不足額 695 千円は、試験養殖という特定目的を有する配布先に対して単価を値下げしたことにより発生した入金不足額 575 千円と、Y 町及び Z 町の予算措置で 1 尾当り単価をそれぞれ 45 円、40 円としたことに対応して、水産振興事業団においても当該単価で負担金額の徴収を行ったための各々 100 千円、20 千円の入金不足額との合計である。

平成 13 年度の入金不足額 200 千円は、Y 町の予算措置が単価 40 円とされていたことにより、町予算に対応した負担金額の徴収を行ったことによるものである。

上記検討の結果、差額発生の原因は、負担先各市町村の予算措置に応じての徴収および特定目的を有する配布先に対しての値下げにあった。このうち前者については、公共的性格を有する放流事業における各市町村等の負担割合に不公平を招く結果となっている。「市町村栽培漁業担当者会議」、「伊勢湾地域栽培漁業推進協議会」及び「三重県外海域栽培漁業推進協議会」において、水産振興事業団の事業計画・事業実績及び収支予算・収支決算を報告、承認を得ているものの、単価引下げ等に関する個別の事案については、承認を受けているわけではなく、また関連市町村等に報告がされているわけでもない。また、Y 町におけるカサゴについては、水産振興事業団が「放流用等種苗の供給希望について(照会)」を毎年 12 月に発送し、翌年度単価の事前通知をしているにも拘わらず、2 年続けて予算措置がされていないということは、当該町の予算策定にも問題はあがあるが、水産振興事業団からも何らかのアクションを起こすべきではなかったか。金額的には僅少であるが、放流事業の公共性といった観点からも公正性の確保及び収支状況の改善といった意識を水産振興事業団は持つべきである。【指摘】

なお、利害関係を有する関係市町村の長が水産振興事業団の監事を務めているが、監事については、民間人からの登用も含めて検討することを勧奨する。【意見】

2. 入金管理について

平成 13 年度の各市町村等からの負担金の入金状況を検証した結果、全て入金されていたものの、その時期については、かなりのバラつきが見受けられた。その原因は、水産振興事業団の請求書には納期限が明示されていないことにある。その結果、負担先は各々の資金繰りに応じて支払いを行う結果、入金は請求書発送時から概ね 1 ヶ月から 3 ヶ月後になされている。水産振興事業団が保有する決済性預金は乏しく、短期借入金で運転資金を賄っている現状を考えると、納期限を定め、期限内に収納することの徹底を図ることが、同事業団の資金繰り及び経営管理といった面からも必要である。三重県の会計規則（通知から 2 週間を納期限としている）等を参考に納期限を設定し、入金・延滞管理を実施し、資金繰りに役立てるべきである。【指摘】

【監査要点】

ウ 三重県からの補助金は、有効かつ効率的に使用されているか。

1. 補助金の概要

水産振興事業団が平成 13 年度に補助金収入として計上しているものは、下記の通りである。

表 9 補助金概要

事業名	種苗生産推進事業費 補助金	地域展開事業費補助金	特定海域展開事業費 補助金
交付目的	つくり育てる漁業の促進を図るため、マダイ、アワビ、トラフグ等の種苗生産を安定的に供給するため。	栽培漁業基本計画に基づき、マダイの大規模放流及び効果把握を図るため。また、実証事業推進に必要な体制及び施設を整備し、マダイの栽培漁業の地域定着化を図るため。	地域的・社会的に制約された地域において、栽培漁業を推進定着させるため。
負担区分	県費 10/10	協議会効果把握 県費 1/2 国費 1/2 中間育成施設 県費 1/2 国費 1/2 中間育成経費 県費 1/3 国費 1/3 事業団 1/3	協議会効果把握 国費 1/2 事業団 1/2 中間育成施設 国費 1/2 事業団 1/2 中間育成経費 国費 4/10 事業団 6/10
根拠法令	三重県補助金等交付要綱	沿岸漁場整備開発法	沿岸漁場整備開発法
平成 13 年度決算額	52,187 千円	27,284 千円	6,619 千円
所管部署	農林水産商工部水産物供給 チーム水産振興グループ	同左	同左

「補助金等交付要綱」より作成

2. 監査の結果

(1) 補助金関連資料の合規性の検討について

補助金交付要綱、補助金交付申請書、補助金交付決定通知書、補助金実績報告書及び補助金の額の確定通知書について、「三重県補助金等交付規則」に準拠して作成・保管されているかを検討した結果、合規性の観点から問題事項は発見されなかった。

(2) 補助金収入の有効使用について

補助金変更申請について

種苗生産推進事業費補助金については、平成14年3月26日付けで補助金変更交付申請がなされ、同3月29日に変更交付決定がなされている。

変更内容は、補助金減額項目は生産物売却収入増加2,010千円及び人事異動に伴う人件費減少などの2,030千円であるのに対し、補助金増額項目として修繕費増加590千円及び消耗品費増加1,898千円があり、差引1,552千円の補助金減額を申請している。

なお、当該補助金増額項目の変更申請額に対し、実際の決算額は下記のとおりとなっている。

表 10

(単位：千円)

科目	品目	金額	検収日
修繕費	酸素発生器修理工事	346	平成13年6月28日
	空調配水管改修工事	168	平成13年7月17日
	水道管漏水修理工事	74	平成14年1月8日
	合計	589	
消耗品費	アワビ用付着版	932	平成14年3月11日
	マグネットポンプ	372	平成14年3月14日
	膜モジュール	525	平成14年3月15日
	紫外線ランプ	115	平成14年3月22日
	合計	1,945	

「水産振興事業団作成資料及び稟議書」より作成

当該増額項目について、経費支出・物品調達稟議書及び請求書と照合した結果、消耗品については、平成13年度末に集中して検収されていた。

一般には、運営費補助金の場合、当年度の補助金交付額の減額並びに次年

度以降の補助金交付額の減額を避けようとして、当年度末において不要・不急な消耗品等を購入する傾向がある。すなわち、決算調整をする危険性が存在すると言える。

そこで、水産振興事業団に対して、年度末に消耗品費が多額に支出された原因を質問したところ、種苗生産の開始時期が、概ね年度末に集中しているため、結果的にこのようになったとの回答を得た。種苗生産事業は確かに、概ね1月以降より開始しており、消耗品購入が年度末に集中することは認められるものの、当該支出が不用・不急なものでなかったという文書等による確証的な裏づけは示されなかった。

従って、決算調整であったのではないかと、といった疑念を払拭し、またそのような行為を牽制するといった観点から、補助金交付対象団体が、補助金変更申請書上、補助金増減額について、当初予算策定時において予測できない事象であったこと及び当該支出が当年度において不可避免的に必要であることを明記させるとともに、所管部署においても当該記載に対する検討結果を書面で残す必要がある。【意見】

予算流用について

過去5年間の尾鷲栽培漁業センターにおける消耗品費の最終補正予算額と決算額及び予算差異は、下記のとおりである。

表11 過去5年間の消耗品費予算額と決算額の推移 (単位：千円)

	平成9年度	平成10年度	平成11年度	平成12年度	平成13年度
予算額	8,097	8,811	8,901	7,135	10,854
決算額	13,240	11,289	15,795	13,244	11,256
差異	5,143	2,478	6,894	6,109	402

「水産振興事業団事業報告書」より作成

上表に見るとおり、消耗品については過去5年間の年度において全て予算超過している。特に平成9年度から平成12年度では、予算超過が多額となっている。当該予算超過については需用費内の他の科目（主に燃料費・光熱水費）予算からの流用により消化されている。

予算超過事由につき、水産振興事業団及び所管部署である農林水産商工部水産物供給チームから「尾鷲栽培漁業センターは、平成7年度に完成し、平成8年度から種苗生産業務を開始しており、生産開始当初は、生産過程には不確定要素を含み、精度の高い予算編成ができなかったため、年度途中に生

産に要する消耗品の予算不足に陥り、科目間の予算流用を行った。また、平成 12 年度までは種苗の安定生産を目指し尾数を徐々に増大させた時期であり、燃料費及び光熱水費に重点を置いた予算編成をしたため、生産開始当初同様、消耗品費の予算不足に陥り、科目間の予算流用を行った。」との回答を得た。なお、平成 13 年度においては、種苗生産が安定期に入り、精度の高い予算編成を実行できたことにより、予算流用額は 402 千円に減少している。

当該流用が合规に実施されているかを検証した結果は以下のとおりである。なお、平成 8 年度から平成 13 年度における 10 万円以上の消耗品費について請求書等の証憑を通査した結果、事業目的外の支出は認められなかったが、当該年度において必要な支出であったかについては、流用理由を記載した書類が作成されていないため、確認できなかった。従って、上述と同様のことが言える。

水産振興事業団では、予算の流用について会計処理規程において下記のように規定している。

水産振興事業団会計処理規程第 20 条

支出予算科目間の流用は原則として許されないが、やむを得ない事由による場合は、科目区分の大科目中の中科目又は小科目間の流用については実情に応じ例外として認める。ただし、この場合は、理事長の承認を得た上でなければ執行できない。

予算流用につき、水産振興事業団は、経費支出・物品調達稟議書においては、専務理事の承認は得られていたものの、理事長承認がなされている事実は認められなかった。水産振興事業団の理事長は非常勤で、実質的には常勤の専務理事が責任者であることは理解できるが、理事長承認を得ていないことは、上記会計処理規程に準拠しておらず、当該流用につき、合规ではなかったと判断する。今後は、理事長の承認の上、支出予算科目の流用を執行するよう改めるべきである。また、専務理事の承認についても、流用理由が記載されていない稟議書をもってなされているが、会計処理規程で定める「やむを得ない事由」を証跡として残すべきである。【指摘】

また、当該流用について、補助金変更申請が必要であるか否かの検討結果は、次のとおりである。

三重県補助金等交付規則第 5 条第 1 項において、「補助事業等の内容又は補助事業等に要する経費の配分の変更（知事が定める軽微な変更を除く。）をする場合においては、知事の承認を受けるべきこと」と定めている。水産振興事業団の平成 12 年度以前の予算流用については、経費の配分の変更であり、かつ、金額的に軽微とはいえないことから、補助金変更申請は必要であったと思われるが、これに対し、当該補助金の所管部署は、実務慣行として、「経費の配分の変更とは、即ち補助金額の変更を意味するもので、補助金額を変更しない予算科目内の流用については、変更申請は不要」と解釈しているとのことであった。補助金額に変更のない予算科目内の流用の場合、それについて所管部署に対し事前報告する義務もなく、また、補助金交付対象団体内の決裁のみで予算流用が執行されている現状からして、不要な予算流用も可能となる惧れがある。不要な予算流用がおこなわれた場合には、本来交付すべき補助金は減額されるはずであり、実質的には補助金額の変更と捉えられる。従って、予算流用の金額に重要性がある場合は、補助金変更申請を要するか、若しくは、予算流用につき事前に所管部署がチェックするべきである。

【指摘】

（ 3 ）その他事項

補助金に対する監査の過程で検出した事項は下記のとおりである。

補助事業等実績報告書の記載様式について

三重県補助金等交付規則第 12 条により補助事業者等は、補助事業等が完了したとき及び補助金等の交付の決定に係る県の会計年度が終了した場合に、補助事業等実績報告書を知事に提出することになっている。水産振興事業団は、会計年度末に当該報告書を提出しているものの、報告書に添付された支出実績資料は、科目集約され、補助金申請書に添付された積算資料との対比及び水産振興事業団の決算書との対比が不可能であり、実績報告としての有用性が低い。従って、所管部署の補助金調査において重要資料として位置付けられているものの、記載様式に不備があるため、調査上、有効活用されていないのが現状である。実績報告の記載様式を改善すべきである。【指摘】

所管部署の補助金等事後調査について

水産振興事業団を所管する農林水産商工部においては、「三重県農林水産業関係補助金等調査要領」を策定し、平成 13 年度の補助金に対し、平成 14 年

5月8日に立ち入り調査を実施している。しかし、調査手法は、支出項目の証憑突合が中心であって、補助金の有効活用という観点からの調査は実施していないのが現状である。また、調査による指摘改善事項についても部内で収集されておらず、次年度以降の調査に活用できない状況である。有効活用といった観点からも、調査手法の見直しをすることが必要である。【指摘】

【監査要点】

エ 寄附行為の目的を達成する為、経済的かつ効率的な事業運営が行われているか。

1．経費発生日の明確化について

栽培漁業センターの年度末の「経費支出・物品調達稟議書」を閲覧したところ、仕入先からの納品書に納品日が明記されていないもの及び「経費支出・物品調達稟議書」の検収月日欄に日付記入のないものが散見された。

一般的に、特に年度末前後は、納品日付によって、経費を当年度に処理すべきか、翌年度に処理すべきかが異なってくるため、仕入先に納品日を納品書に明記するよう指導が必要である。

担当者から「経費支出・物品調達稟議書」に検収日、添付納品書に納品日の記入漏れがないよう今後留意するとのコメントを得ている。【指摘】

2．継続的な随意契約について

水産振興事業団の支出項目のうち委託費に関し、平成9年度から平成13年度の支払先及び金額について比較検討したところ、一部の業者への支払が突出していた。これは、業務の専門性から特定の業社と随意契約を結んでいることによる、とのことであったが、コスト削減といった観点からは、金額の妥当性等につき検証できるシステムの構築が望まれる。【意見】

3．物品購入業務について

餌料の購入は1回当たり数万円ごとに「経費支出・物品調達稟議書」で栽培センター所長の決裁をもって購入しているものの、業者選定の理由を示す資料が整理されていない。選定基準を明確にすると共に、合い見積書等選定の合理性を示す資料を保管しておくことが必要である。また、種苗の成長に合わせて様々な餌料を購入していくことから、現在は、その都度毎に購入決裁を受けているが、手続きの簡素化といった立場からは、一回の必要量を測定することにより、購入頻度をできる限り少なくする努力も必要である。一回の購入量が増えることは、購入単価の値下げ交渉といった点からも、意義あることと考える。勿論、必要量以上の購入は過剰在庫に繋がることも注意すべきである。【意見】

4．稚魚及び餌料の受払管理について

水産振興事業団におけるクルマエビ・ヨシエビ・カサゴの中間育成事業は伊勢湾沖、熊野灘沖で行っているため、地元漁協を通じて漁業者を臨時業者として雇用して育成事業に従事させている。

そこで、稚魚及び餌料につきどのような管理を実施しているかを確認するため、各漁業者に記録させている平成14年4月から6月の中間育成日誌を閲覧した。閲覧の結果、水産振興事業団では投入尾数と放流尾数の差を、全て斃死尾数としているが、一般的には、斃死以外にもその差の発生原因は考えられる。もし実際に斃死した尾数の特定ができれば、その他の原因による尾数差をも把握することができ、より有効な管理が可能となる。

中間育成日誌に、稚魚の歩留率の実態把握や餌料の最適購入等に活用する目的を持たせるのであれば、上記のような管理体制も考慮されてよい。

現状では、折角、漁業者に中間育成日誌を作成させていながら、十分な活用がなされていないものと思われる。また、週に1回、三重県の改良普及員が中間育成場を巡回しているものの、その業務は中間育成・放流の指導、栽培漁業推進、モニタリングの指導等と言った職務が中心で、歩留まり管理のような監視業務は含まれていない。

水産振興事業団の中長期経営計画の柱である「第四次三重県栽培漁業基本計画の着実な推進」の重点推進事項である「種苗生産、中間育成及び種苗放流の計画的な推進」のためには、

- (1) 臨時雇用者への委託業務範囲及び責任を明確にする。
- (2) 餌料及び種苗の受払管理（投入・払出し・残を正確に受払記録）業務の委託担当者を明確にし、水産振興事業団の適切な監視（定期的な巡回）体制をつくる。
- (3) 必要であれば、マニュアルの遵守を指導し、業務の遂行を図る。

といった方策を今後の課題として捉えていく必要がある。【意見】

5．餌料の安全性、品質の開示について

現在、農林水産省、厚生労働省から稚魚の餌料の安全性・品質についての指針はないとのことであるが、成魚が中間育成により放流されたものか天然のものかの区別は、消費者には不可能であることから、餌料の安全性について開示することは、三重県が推進する栽培漁業のブランドを高めるためにも

重要なことである。【意見】

6．事務の合理化について

水産振興事業団の事業所は津市、浜島町及び尾鷲市にあり、書類の受渡しのために事業所間の移動出張をすることもある。時間及び交通費の節約或いは事務の合理化といった点からも、例えば、社内メール等の整備も考えられてよい。【意見】

7．就業規則について

水産振興事業団の規程類を閲覧した結果、就業規則に関して、セクハラ関連規程、育児休業規程及び介護休暇規程が欠落していた。早急に当該規程を整備すべきである。【指摘】

【監査要点】

オ．資産の管理は適切になされているか。

1．流動資産管理に関して

(1) 現金および普通預金

水産振興事業団の会計単位としては漁業振興基金と栽培漁業推進基金（以下両者併せて本部という）と、現業所としての機能を持つ、栽培漁業センター（浜島）と尾鷲栽培漁業センターに4区分される。

各会計単位に於ける現金および普通預金の有無並びに管理状況は次の通りである。

表 12

会計単位 項目	本部（基金）	栽培漁業センター	尾鷲栽培漁業センター
現金	保有しない	同 左	同 左
小口経費の支払	一部職員立替払 毎月一定日に精算	同 左	同 左
普通預金	三重県信用漁連本店 百五銀行津駅前支店	百五銀行浜島支店 (財団法人三重県水産 事業団口座) 本部よりの振替資金 受入用口座として使 用 決算期残高はゼロ	百五銀行浜島支店 (財団法人三重県水 産振興事業団尾鷲裁 培漁業センター口座) 三重県信用漁連尾鷲 支店古江 受入用口座として使 用 決算期残高はゼロ
		栽培漁業センター、尾鷲栽培漁業センターでは、支払予定表に基づき本部から送金される資金の受入口座としての普通預金を開設している。	
銀行印の管理	専務理事が管理	両センターを兼務する所長が管理	

「水産振興事業団ヒアリング結果」より作成

本部での普通預金の出金は定期的には10日、21日（給与支払）及び月末の月3回で、請求書等の証憑書類と共に経理責任者である専務理事の承認を得た出金伝票に基づいて行われており、会計処理規程に準拠して実施されている。

又、銀行印の保管も、専務理事が施錠する等適切に管理されている。

小口経費の支出には、切手・印紙類や消耗品類の購入、慶弔関係の発生、出張費・日当・通勤費の精算などがあるが、本部では、切手・印紙類は三重県庁郵便局の発行機を通して購入するため支払いは普通預金口座よりの引落しとなっており、消耗品類については三重県漁連購買部より掛で購入しているため、現金の授受は伴わない。

慶弔関係の支出は原則として三重県信用漁連本店の普通預金より所要金額を引き出し、即時支出に充てるため、その場合にはストックとしての手持現金は発生しない。まれに、前日に手配を行い金庫に現金を保管することがある。

又、出張費、日当・通勤費（通勤費については3ヶ月毎の精算）については、職員の立替分の精算を毎月末に行っているが、これについては現金支給となっている。

従って、水産振興事業団では現金を全く保有しない完全キャッシュレス制度を採っている訳ではなく、現金を保有する頻度が極めて少なく、又、その相対的重要性が低いいため、現金勘定を設けて記帳し管理することをしていないに過ぎない。現在の、現金の入出金記録を付さない考えを取るためには、以下の改善が必要である。【意見】

職員の立替費用（出張費、日当、通勤費）の精算については、金銭交付ではなく、金融機関への振り込みを利用する。但し、金融機関への手数料が必要になることも考慮しなければならない。

慶弔費の事前手配により、一時的に現金を保管することとなる場合には、現金の管理簿等を作成し、その顛末を明確に記録する。現金出納帳に代えて管理簿を作成するのであれば、上記 についても利用することを考える。

（2）未収入金

漁業振興基金の平成13年度中に事業収入計上された未収入金のうち、尾鷲南部地区大規模漁場保全事業に係るホンダワラの種苗プレート代について、

納入先との注文書・注文請書の取り交わしを失念していたため、最終値引の要請があり、当初の請求予定額から次の通り減額して請求することとなった。

$$\begin{array}{ccc} @5,300 \times 702 \text{ 枚} \times 1.05 & \longrightarrow & @4,900 \times 702 \text{ 枚} \times 1.05 \\ = 3,906 \text{ 千円} & & = 3,611 \text{ 千円} \end{array}$$

金額的には、税込 295 千円の値引きであり、重要性は乏しいが、他の業者に対してはこの様な値引は行われていないことを勘案すると問題である。取引の基本となる書面の作成・締結・交付につき再確認が必要である。【指摘】

(3) 受取手形

事業収入の未収入金を回収する際、ごく稀ではあるが受取手形を受領する事がある。

具体的には、平成 14 年 3 月末現在の未収入金のうち、以下の取引先につき、下記に示すような手形を受領している。

平成 14 年 4 月に	(株)大橋組より	平成 14 年 7 月 15 日支払期日
		5,880 千円
平成 14 年 6 月に	東建興業(株)より	平成 14 年 8 月 10 日支払期日
		9,470 千円

現状における受取手形の現物管理は、受領後速やかに三重県信用漁連本部の金庫に預け入れ、期日一ヶ月前には、同金融機関へ取立依頼に出しており、その管理自体には問題はない。

しかし、水産振興事業団体では、過去に於いても手形を受け取ったことがあるが、従来より手形受領時には何ら会計処理も行わず、期日入金時に初めて普通預金への入金があった旨の処理を行ってきている。水産振興事業団会計処理規程第 23 条第 2 項には、手形は金銭に準じて取り扱うものとする旨が定められており、手形期日まで待つて会計処理を行うものではなく、手形受領時に「受取手形」勘定で認識・計上し資産管理を行っていく必要がある。

ただし、平成 14 年 3 月末日現在においては受取手形勘定へ計上すべき期日未到来の手形はなかった。

事業収入の拡大化に伴い、売上債権（受取手形、未収入金）の増加も考えられる。債権管理の中の一つとしての与信管理についても併せて検討することが必要がある。【指摘】

2. 固定資産管理に関して

(1) 有形固定資産

水産振興事業団では、本部建物並びに尾鷲栽培漁業センターの各土地、建物、主要施設を三重県信用漁業協同組合連合会並びに三重県から借用していると共に栽培漁業センターでは施設、機器類の保守・管理の委託を請けており、それらの主な内容を纏めると次の通りである。

表 13

会計区分 内容	本部基金	栽培漁業センター	尾鷲栽培漁業センター
所在地	津市広明町 323 番地の 1	志摩郡浜島町 浜島字鴻洲 3564-1	尾鷲市古江町 二ノ前 811-1
対象物件	建 物	建物、工作物、機器	土地、建物、工作物
所有者	三重県信用漁業協同組合連合会	三重県	同 左
借用形態等	賃 貸 借	保守管理受託	使用貸借
根拠契約	事務所賃貸借契約	委 託 契 約	県有財産賃貸借契約
契約期間	平成 4 年 10 月 1 日より 3 年間 (自動更新条項付)	平成 13 年 4 月 1 日 ~ 平成 14 年 3 月 31 日	平成 8 年 4 月 1 日 ~ 平成 38 年 3 月 31 日
賃借料 (月額)	20 千円	-	無
保険加入状況	有 (賃貸人加入)	無 (三重県も保険未加入)	無
修繕費支出の負担	水産振興事業団負担 貸主との協議の上決定	貸主である県が負担	貸し主である県との協議の上負担を決定
一般の修繕費			
大規模な修繕費			

「水産振興事業団からのヒアリング結果」より作成

a . 損害保険への加入に関して

尾鷲栽培漁業センターの建物、工作物について、火災保険等の損害保険への手当てが行われていない。通常、無償による使用貸借の場合、契約期間満了時には対象物件を現状復帰して返還する。時間の経過や通常の使用による減価部分については貸主の承諾のもとに補填対象から除くこともできるが、火災等による被害に遇って対象物件が滅失した場合については、借主は損害賠償義務を負わなければならない。

三重県との間で締結されている「県有財産賃貸借契約書」の第 10 条にも当該損害賠償等について次の通り明記されている。

(損害賠償等)

第 10 条 乙はその責に帰する事由により、賃貸物件の全部又は一部を滅失し、又はき損したときは、現状に回復し、又は当該滅失又はき損による損害を賠償しなければならない。

2 . 前項に規定する場合のほか、乙は、この契約に定める義務を履行しないため甲に損害を与えた場合は、甲に賠償しなければならない。

(注) 甲： 三重県

乙： 財団法人 三重県水産振興事業団

従って、このようなリスクに対応できるように借用物件の保険加入を速やかに行う必要がある。【指摘】

ちなみに、借用物件の取得価額を示せば、表 14 の通りである。

表 14

(単位：千円)

	尾鷲栽培漁業センター
建物の取得価額	2,587,350
工作物の取得価額	251,401

「県有財産賃貸借契約書添付資料」より作成

また、栽培漁業センターに委託管理している三重県所有の建物、工作物、機器についても、火災保険への加入が行われておらず、その必要性の要否を併せて検討する必要がある。【意見】

b. 修繕費支出の負担に関して

水産振興事業団と有形固定資産の各貸主との修繕費支出の支出区分については、表 15 のとおりである。

具体的に、平成 11 年度～平成 13 年度間の本部（基金）栽培漁業センター並びに尾鷲栽培漁業センターでの負担区分別の修繕費実績を比較すると次のとおりとなる。

表 15 平成 11 年度

（単位：千円）

支出区分	本部（基金）	栽培漁業センター	尾鷲栽培漁業センター
水産事業団 が支出した 修繕費	/	/	海水取水真空 ポンプ交換 678
			ハコソコシステム 2000 年対応処 理 700
			各種ポンプ グランドハッキン 取替修繕 259
			取水ポンプ修 繕 1,443
			計 -
貸主が支出 した修繕費	/	濾過砂交換工 事 6,406	/
		自家発電機 御パネル交換 工事 735	
		アコヤ貝保 存室改修工 事 804	
		計 -	

表 16 平成 12 年度

(単位：千円)

支出区分	本部(基金)	栽培漁業センター	尾鷲栽培漁業センター		
水産事業団が 支出した修繕 費	事務所入のドア 改修工事	/	ナノ水槽テントリヤ 取替	241	
			ナノ移送ホッソフ修 繕	136	
	/		海面飼育生け簀 枠位置換え工事	1,218	
			海面飼育生け簀 枠位置換え工事	1,218	
			ホッソフ分解修理 2台	637	
			リフト油圧ホッソフ修 理等	449	
			アルツプア-修理 3 台	660	
			アルミアふ化槽修 理 2台他	233	
			自家発電機ハッテ リ-取替	285	
			計	163	計
貸主が支出し た修繕費	/	魚類飼育水槽温 度制御装置及び 配管修繕工事	376		
		クルマビ等飼育水 槽天幕開閉装置 改修工事	3,675		
		クルマビ等飼育槽 改修工事	1,239		
		計	-	計	5,290

表 17 平成 13 年度

(単位：千円)

支出区分	本部(基金)	栽培漁業センター	尾鷲栽培漁業センター	
水産事業団 が支出した 修繕費	/	チーエット修繕 368	空調機配管修繕 168	
		/	/	水道管漏水修繕 75
				酸素発生装置修繕 347
		計 -	計 368	計 590
貸主が支出 した修繕費	/	着水槽内クッション管部ホース取付工事 830	真空ボイラー熱交換コイル取替工事 797	
		カマビ等飼育槽改修工事 1,838	ナノ培養槽防音壁工事 3,885	
		アコヤ貝保存室改修工事 1,809	/	
		栽培漁業センター内電気改修工事 96		
		計 -	計 4,573	計 4,682

「水産振興事業団提出資料」より作成

前各表から判断すると、尾鷲栽培漁業センターでは借用物件の維持・補修に関連した収益的支出に関しては、借主である水産振興事業団が、資産価値の増加や耐用年数の延長効果のある資本的支出に関しては貸主側である三重県が、負担するよう各協議のうえ決定されているように理解される。

三重県よりの借用資産については、賃貸借契約に基づいてはいるものの賃貸料は無償となっているため使用貸借関係にあり、使用収益に係る修繕費は原則（特約がない限り）借主である水産振興事業団の負担となる。

県有財産賃貸借契約書には、修繕費負担の特約条項は謳われておらず、尾鷲栽培漁業センターで発生した過去3会計年度の修繕工事のうち、表18に記載する支出については、水産振興事業団が負担すべきであった。【指摘】

表 18 三重県が負担した修繕費のうち水産振興事業団負担が適正とされる支出

(単位：千円)

年 度	会計区分	工 事 名	金 額
平成13年度	尾鷲栽培漁業センター	真空ボイラ熱交換コイル取付工事	797

一方、保管・管理の委託を受けている栽培漁業センターでの修繕は原則所有者である三重県が負担することとなり、表 17 のチラーユニット修繕費 368 千円は一見すると矛盾があるように見られるが、三重県からの委託料の追加補正で同金額を受領しており実質三重県側が負担していることとなり、適正な処理となっている。

c . 三重県よりの借用物件について

a . b . を勘案すると、三重県より水産振興事業団が借用している物件についての認識が従来からの慣習を踏襲する余り、かなり甘くなっているものと認められる。民間における取引では、このような事態が起こることは先ず考えられない。

水産振興事業団は三重県とは人格を異にする別法人であり、資産の使用に派生して発生する費用の負担については、まず責任を持って自ら負担し、経営努力を行った上でも補填できない損失部分については別途所定の手続きに従って助成を仰ぐといった、経営体としての明確な姿勢に基づく取り扱いが必要である。そして、同時にその結果、三重県より借用している物件並びにその維持・補修に要する費用の金額を県民に対して明瞭にディスクローズすることが求められる。【意見】

d . 三重県より保守管理を受託されている物件

三重県との委託契約にもとづき、施設及び機器類（「保守管理物件」という。）を保守管理している栽培漁業センターでは、委託契約書に基づく「保守業務基準等」に従い保守管理物件を取り扱うこととなっている。

そこでは、保守管理物件について「保守台帳」を作成し、保存する事が定められているが、施設管理の内容を示す「業務日誌」は作成されているものの、保守管理物件毎の管理台帳は作成されていない。

受託者として保守管理物件の管理資料を整備する事は、善良なる管理者の注意義務として当然の事であり、委託契約書及び保守業務基準の遵守を

徹底する必要がある。【指摘】

水産振興事業団所有の有形固定資産につき以下の問題点が認められるため、早急に改善が必要である。【指摘】

a . 有形固定資産の会計処理

表 19

会計区分 内容	本部	栽培漁業センター	尾鷲栽培漁業センター
耐用年数一年以上かつ取得価格10万円以上の有形資産	有形固定資産に計上	すべて器具備品費支出に計上	同 左

「水産振興事業団からのヒアリング結果」より作成

両センター（特別会計）で取得する資産については会計処理規程第30条に該当する「耐用年数一年以上かつ取得価格10万円以上の資産」であっても、有形固定資産に計上していない。例え会計単位が別個であり、特別会計の性格を有していたとしても、財団法人としては一つであり、会計処理を本部会計と異にして行う理由はない。公益法人会計基準にも明確に規定されている。

従って両センターでの有形固定資産に係る会計処理を本部の会計処理と一致させるよう訂正する必要がある。

b . 有形固定資産の現物管理

表 20

会計区分 内容	本部	栽培漁業センター	尾鷲栽培漁業センター
現物管理	ラベル・付番管理無し	ラベル・付番管理有り	同 左

「水産振興事業団からのヒアリング結果」より作成

両センターでは、経費支出した有形固定資産について、現物にラベルを貼付又は管理番号を書き込み、同時に備品台帳を作成して資産の管理及び現物

との照合を実施している。これは、会計処理とは別の、財産管理の基本の作業である。本部の有形固定資産については、この手続きが行われていないため、早急に両センターと同様の対応が必要である。【指摘】

c . 有形固定資産の除却処理

表 21

会計区分 内容	本部	栽培漁業センター	尾鷲栽培漁業センター
固定資産の除却手 続	除却時の決済 無 し	同 左	同 左

「水産振興事業団よりのヒアリング結果」より作成

有形固定資産の除却処理については、会計処理規程第 33 条に定める所定の承認手続きが必要である。

平成 13 年度では、漁業振興基金で 279 千円、栽培漁業振興基金で 1,052 千円の除却金額の計上（正味財産の減少）が行われているが、これらはいずれも会計処理規程に定める承認手続きを経していない。

資産除却に関しては必要な手続きが見落とされがちとなるが、資産取得と同様、所定の承認手続きが必要である。【指摘】

第4 監査結果に添えて出す意見

1. 水産振興事業団におけるたな卸資産の認識並びに財務諸表への開示

栽培漁業センター並びに尾鷲栽培漁業センターでは、魚介類の種苗生産や中間育成を行い、事業収入を得ている。これらの生産・育成事業は、単年度内で全てが完了するものではなく、複数の年度に亘って行われる。従って、毎事業年度末には、生産途中の財貨が残ることとなるが、水産振興事業団では、種苗・餌料・原材料の購入時に事業費の中の種苗費、餌料費、原材料費に各計上するだけで、未費消の財貨をたな卸資産として資産認識することは行っていない。

「企業会計原則と関係諸法令との調整に関する連続意見書」では、貸借対照表にたな卸資産として記載される資産の実体は、次のいずれかに該当する財貨又は用役である、として次の4つを示している。

- a 通常の営業過程において販売するために保有する財貨又は用役
- b 販売を目的として現に製造中の財貨又は用役
- c 販売目的の財貨又は用役を生産するために短期間に消費されるべき財貨
- d 販売活動および一般管理活動において短期間に消費されるべき財貨

公益法人においても、将来収益を生み出すための生産財、中間生産財についてはたな卸資産として認識し、これを計上する必要がある。

その場合、その金額評価の基準をどの様に考えるかであるが、理論的に正しい評価基準は取得原価基準である。

外部から購入した状態で未費消のまま残っている種苗・餌料・原材料（以下原材料等という。）については、実際の原材料等の購入価額に引取費用を加算すればよく、さして複雑な計算は必要とされないが、生産・育成途上にある中間品若しくは仕掛品（以下仕掛品等という。）や生産・育成は完了したが未だ販売・提供を終わっていない完成品若しくは製品（以下製品等という。）について金額評価を行うには期間内に集計された原価総額を、販売済の部分と、未販売でたな卸資産として残っている部分に配分する、原価計算の手続をとる必要がある。

この仕掛品等や製品等の金額評価にあたって、正確な原価計算ではないものの、両センターで品目別の単位あたり生産単価の把握が行われており、こ

の価格をもってたな卸資産の単価とすることもできる。あるいは、予め販売価格を予想できる魚介類の種苗・育成事業の場合、将来のキャッシュ・イン・フローを表すという意味から、修正売価（販売価格 - アフター・コスト）により、たな卸資産の金額を算定する事も許されるであろう。

ただ、いずれの場合も、仕掛品等と製品等とでは、進捗度が異なりそれぞれに賦課されるべき原価の額に違いがあるため、品目別の単位あたり生産単価あるいは修正売価のいずれを利用する場合にも、進捗度に応じた修正を適宜加える必要がある。

次に重要なのは、事業年度末におけるたな卸数量の把握である。

たな卸数量の把握方法には、実際に数量を確認して計上する実施たな卸方法と、継続記録のある帳簿数量により計上する帳簿たな卸方法とがある。

原材料等については、種苗・餌料等で未使用の財貨を実地にたな卸し、実際の数量を把握すべきである。

一方、仕掛品等や製品等では、帳簿たな卸方法の一環として、水産振興事業団で作成している各品目毎に当初の投入数量と払出数量をとり纏めた資料を利用することも考えられるが、実際には歩留り率の変動によって事業年度末残数には大きな誤差が生じ、そのまま活用するには危険が大きく実用性に欠ける。

かと言って、実地たな卸を行う事も現実味に乏しい。従って、予定生産数量から出荷済数量を控除し、これに一定の歩留り率を乗じた計算上の数量を年度末のたな卸数量と見做す方法を使用することも考えられる。

各生産品目のうち、生産（育成）・出荷予定から見て平成 13 年度末にたな卸資産として残っていたであろうと見込まれるアワビについて、その金額評価を行うと次ページの通り計算される。

なお、ここでは、生産財の進捗度は 100% であるとして計算を行っている。

表 22

平成 14 年 3 月 31 日現在の推定在庫数 (平成 13 年度の生産数量)	540,000 個
生産単価 A	88.8 円
生産単価 B	42.7 円
予定販売単価	45.0 円
生産単価 A によるたな卸資産の価額	47,952 千円
生産単価 B によるたな卸資産の価額	23,058 千円
予定販売単価によるたな卸資産の価額	24,300 千円
生産単価 A : 品目別フル・コスト (経費合計) / 生産数量	
生産単価 B : (品目別フル・コスト - 什器備品費 - 修繕費 - 人件費) / 生産数量	

「魚種別原価計算資料」より作成

このように、生産・育成の途中にある財貨をたな卸資産として認識し、金額的に測定し、その結果を財務諸表へ開示する必要性について検討されることが望まれる。

その場合、以下の事項につき充分検討を加えすすめられたい。

金額評価の問題……………生産原価か予定売価か、生産原価の場合、その原価集計範囲はどこまでとすべきかなど

数量把握の問題……………実地たな卸か帳簿たな卸か、あるいは生産予定数量を基に換算したたな卸か、など

財務諸表への開示……………貸借対照表に計上するか、あるいは注記事項として補正するに止めるか、さらには、たな卸方法及び評価基準方法につきどのように会計方針を開示するか など

このように、たな卸資産を認識・計上することにより、以下の改善を図ることが可能となるからである。

- a 事業収入と対応する事業費用（売上原価）の対応がより明確になる。
- b 将来のキャッシュ・イン・フローの源泉を明瞭に開示する。
- c より一層の原価管理意識の高揚に有用となる。

2．栽培漁業に関する受益者負担

水産資源の減少、漁場環境の変化、就業者の高齢化等、水産業に係る環境は悪化の一途を辿っており、水産振興事業団が目指す「つくり育てる漁業」への各方面からの期待が、一層強くなってきている。

一方、国、県からの委託収入や補助金収入は、年々減少しており、減少する予算規模の中で増大するニーズへ如何に応えていくかに苦慮している現状でもある。従来、栽培漁業の直接の受益者である漁業者・遊漁者より応分の費用負担を求める方法につき、一部で検討が加えられてきていたが、平成13年4月より（財）神奈川県栽培漁業協会が、神奈川県内の遊漁者を対象とした「マダイ放流協力金」を導入した事を契機に全国レベルでの検討段階にまで進展してきた。神奈川県「マダイ放流協力金」の要旨は、以下のようになっている。

a 対 象	県内のマダイ遊漁船に乗船する遊漁者
b 協力金の性格	マダイ放流事業への任意の協力
c 協力金額	200円/人・回
d 徴収方法	マダイ遊漁船業者が乗船料金を徴収する際に負担してもらう

水産庁においても、増殖推進部栽培養殖課が窓口となり、平成13年11月「栽培漁業にかかる費用負担のあり方について（中間とりまとめ）」を公表した。その中で、次のとおり栽培漁業の抱える課題や受益者負担の問題を中心とした費用負担のあり方を提言している。

栽培漁業の抱える課題

(1) 種苗放流数量とそのサイズの問題

資源量を全体として増大させる規模の放流数量に至らず、また適正サイズ以下の放流も認められる。

(2) 疾病の防除

種苗生産現場における疾病防除への対応の問題。

(3) 生態系、遺伝的多様性への影響

放流による生態系や遺伝的多様性に対する影響の調査や、悪影響を与えない種苗生産、放流手法の研究開発が必要。

(4) 放流効果の実証

放流効果の実証的把握のため、継続的なモニタリング体制の整備が必要。

(5) 天然資源も含めた包括的な資源管理の観点に立った種苗放流計画

種苗放流を実施した海域では、天然魚も含めて一体化した資源管理が不可欠。

(6) 費用負担の問題

種苗生産・放流に掛かる費用負担をどのように解決するか。受益者負担も含め適正な費用負担のあり方を明らかにする必要がある。

費用負担のあり方の検討

方法1 第5種共同漁業権の適用

共同漁業の免許を受けた者に対して増殖義務を課すとともに、都道府県知事が認めた遊漁規則に基づいて漁業協同組合等が遊漁者より遊漁料を徴収する方法。

方法2 ライセンス制の導入

水産資源は国民全体の財産であると捉え、個人が捕獲するにはライセンス料の支払いを必要とする方法。

方法3 管理費用の税としての徴収

漁場の管理費用、資源の管理費用として、利用者から管理税を徴収する方法。

方法4 放流資源の利用に対する税または課徴金の導入

種苗生産・放流による増殖効果が明らかな魚種について、採捕を行っている漁業者、遊漁者から必要な経費を税または課徴金として徴収する方法。

方法5 負担金及び協力金方式

負担金又は任意の協力金として、漁業者および遊漁者から放流経費を徴収する方法。

(以上要旨抜粋)

水産振興事業団の中期経営計画の中にも、「 ．基本方向実現のための重点推進事項」の 1.4)に、適正な受益者負担のあり方の検討が掲げられており、平成 16 年度より受益者負担の一部導入が実施できるように、その前年度には、遊漁者、遊漁船業者へのアンケート調査の実施等、段階的ではあるが各種施策が計画されている。

資源の枯渇を防ぎ、その育成を図る事業に対し、受益者が一定の負担を行う事は当然の帰結と考えられるが、「総論賛成、各論反対」で終始しないように、各種資料にも記載されているとおり、これを実行可能とするには、以下の事前準備が必要である。

- a 放流事業等の経済効果の実証
- b 負担金、協力金の計算基礎となるコストの把握
- c 受益者側の理解を得るための各種啓発、P R 活動
- d 関係諸団体の協力

それに向けての組織、ネットワーク、予算措置などを含む内部体制を整備しなければならないと共に、種苗放流の費用と効果を適切な計数で捉える事ができる仕組みを早期に確立する必要がある。